

北部大阪都市計画高度利用地区の変更（吹田市決定）

吹田都市計画高度利用地区を北部大阪都市計画高度利用地区とし、次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率の 最高限度 (注2)	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率 の最高限 度 (注1)	建築物の 建築面積 の最低限 度	備 考
高度利用 地 区 〔国鉄吹田 駅前地区〕	約 3.6ha	60/10	40/10	8/10	200 m ²	国鉄吹田駅 前第一種市 街地再開発 事業施行区 域
高度利用 地 区 〔JR吹田駅 北口地区〕	約 1.8ha	70/10	40/10	6/10	200 m ²	JR 吹田駅 北口地区第 一種市街地 再開発事業 施行区域
合 計	約 5.4ha					
(注1) ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。 (注2) 建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物については、この限りでない。						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」